

## 航空教育学会誌編集委員会細則

### 航空教育学会誌投稿記事査読規定

#### 1. 審査の目的

投稿された記事が当学会誌に掲載するにふさわしいか否かを審査基準に基づき判断する。

#### 2. 記事の分類

分類は以下の通りとする。

- (1) 論文：航空教育あるいはそれに関連した分野の研究の成果で、論理性、新規性、信頼性、社会的有用性が顕著であると認められる研究
- (2) 研究ノート：航空教育あるいはそれに関連した事例紹介的な内容で、実践報告を主とする研究

#### 3. 審査基準

投稿された論文、研究ノートは以下の項目に照らして査読者が総合的に審査する。

- (1) 分野：航空教育に関連した内容であること。
- (2) 論理性：論旨の展開が明快で、記述が簡潔・明瞭で誤りがなくあいまいな点がないこと。
- (3) 新規性：内容に新たな知見が盛り込まれていること。
- (4) 信頼性：結論等を信頼するに値する客観的な考察が示されていること。
- (5) 有用性：得られた結論・経過が学術領域あるいは実社会において有用であること。

#### 4. 査読者と著者の情報伝達方法及び査読期間

- (1) 編集委員会が指名する査読者が審査基準に基づき審査にあたる。
- (2) 査読期間は編集委員会から送付されて1ヶ月以内とする。
- (3) 個々の投稿論文に対する査読者の氏名は公開しない。
- (4) 著者の氏名及び所属等は査読者に知らせない。
- (5) 査読期間中は査読者と投稿者との直接の接触は許容されず、必ず編集委員会を介する。

#### 5. 判定

査読者の審査結果に基づき、以下のいずれかに判定される。

- ①そのまま掲載
- ②査読者の指摘事項を修正したことを編集委員長が確認して掲載
- ③再度査読者の審査が必要
- ④掲載不可

②と判定された投稿者には掲載条件が指示される。投稿者が指示に従い修正したことを編集委員長が確認すれば掲載に分類される。投稿者に異論がある場合には、論拠を編集委員長

に文書でもって提出し、編集委員会で審議の結果、提出文書が適切であると判断されたなら掲載に分類される。修正が十分でなく、また異論根拠が文書で提出されない場合には④掲載不可に分類される。

③と判定された場合は、修正後に査読者により出版までの時間が許容する範囲内で審査する。時間切れの場合には、④掲載不可に分類される。

本細則は 2023 年 8 月 1 日より効力を有する。